

介護予防小規模多機能型居宅介護サービス利用契約書

甲 _____
乙 社会福祉法人友愛の里

(介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの目的)

第1条

乙は、介護保険法令及びこの契約に従い、甲に対し、その有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練（介護予防小規模多機能型居宅介護サービス）を提供します。

(甲の要介護状態区分等)

第2条

- 1) 甲の契約日時点における要介護状態区分等は 要支援 です。
- 2) その要介護認定の有効期限は 平成 年 月 日から
平成 年 月 日までです。
- 3) 被保険者証に記載された認定審査会意見は次の通りです。

(意見の記載がない場合は斜線を引く)

- 4) 甲は、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを受ける都度、乙に被保険者証を提示し、乙は、当該保険者証により、甲の被保険者資格、要介護認定の有無、要介護認定の有効期限及び認定審査会意見を確認します。
- 5) 甲と乙とは、この契約が更新される毎に更新時点での甲の介護状態区分、要介護認定の有効期限及び認定審査会意見を文章で確認します。

(指定を受けているサービス及び事業所)

第3条

- 1) 乙の各事業所は、各事業所毎に、別紙「重要事項説明書」に記載した地域密着型サービスについて阪南市長から介護保険法令に基づく地域密着型サービス事業所として指定を受けています。
- 2) 甲は、別紙「重要事項説明書」にご利用事業所として記載された事業所か介護予防小規模多機能型居宅サービスを受けます。
- 3) 乙の概要及び職員体制については別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

(契約期間)

第4条

- 1) この契約期間は 平成 年 月 日から
平成 年 月 日とします

但し、契約期間満了以前に甲が要介護区分の変更を受け、要介護認定有効期限の満了日が変更された場合には変更後の要介護認定有効期間満了日をもって契約期間の満了日とします。

- 2) 上記契約期間満了日の30日以上前までに甲が乙に対し契約終了を申出ない限りこの契約は自動更新するものとします。この自動更新による契約の期間は乙の要介護認定の有効期間満了日までとします。

(介護予防小規模多機能型居宅サービスの基本内容)

第5条

- 1) 乙は、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスとして、①通いサービスを中心として、②訪問サービス、③ 宿泊サービス、④その他電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービス、を組み合わせたサービスを提供します。
- 2) 乙が提供する介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」のとおりです。
- 3) 乙が介護保険の対象外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

(介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの具体的取扱方針)

第6条

- 1) 乙は、乙の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、甲の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況を把握するよう努めます。
- 2) 乙は、甲の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、第9条に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき計画的に行うこととし、甲が住み慣れた地域での生活を継続することができるようにします。
- 3) 乙は、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、機能訓練及び必要な援助を行います。
- 4) 乙は、提供する介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部評価を受けてその結果を公表し、常にその改善を図るよう努力します。
- 5) 乙は、甲の被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合、この意見に配慮してサービスの提供を行うよう努めます。
- 6) 乙は、懇切丁寧に介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供し、甲及び甲'（この契約上甲' がいないときは甲の家族）に対し、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供方法等について理解しやすいよう説明します。
- 7) 乙は、介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供に当たっては、甲又は他の利用

者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行いません。また、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

- 8) 乙は、甲が通いサービス及び訪問サービスを利用していない日においても、可能な限り、電話による見守り等甲の居宅における生活を支えるためのサービスを提供します。

（居宅サービス事業者等との連携）

第7条

乙は、甲に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 1) 乙は、甲に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護を提供するにあたり、利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めます。
- 2) 乙は、甲に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了にあたり、甲又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、甲に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（居宅サービス計画の作成・変更等）

第8条

- 1) 乙の介護支援専門員は、甲の居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。
- 2) 乙の介護支援専門員は、甲の居宅サービス計画の作成変更之际には、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第33号）第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行います。
- 3) 乙は、甲が他の小規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他甲から申出があった場合には、甲に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

（介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成・変更）

第9条

- 1) 乙の介護支援専門員は、甲の日常生活全般の状況や希望を踏まえて、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画には、援助の目標、当該目標達成のための具体的なサービス内容等を記載します。
- 3) 乙の介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画作成後も、当該計画の実施状況及び甲の様態の変化等を把握し、甲の希望にも配慮し、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- 4) 甲は、乙に対し、いつでも介護予防小規模多機能型居宅介護計画を変更するよう申し出ることができます。乙の介護支援専門員は、甲からの申し出があった場合、第1条に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当

な理由がない限り、甲の希望に添うよう計画を変更します。

- 5) 乙の介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成し又は変更した際には、甲及び甲'（この契約上甲' がいないときは甲の家族）に対し、その内容を説明します。提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービス内容及び利用料を説明し、甲の同意を得ます。

（介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供記録）

第 10 条

- 1) 乙は、甲に対して介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供した際には、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を、甲の居宅サービス計画を記載した書面に記載します。
- 2) 乙は、甲に対する介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存します。
- 3) 甲は、乙に対し、いつでも1項に規定する書面その他乙に対する介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供に関する記録の閲覧謄写を求めることができます。
ただし、謄写に際して、乙は甲に対して、実費相当額を請求できるものとします。
- 4) 乙は、甲に対して、提供した介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの内容を確認するために毎月報告書を作成します。

（利用料）

第 11 条

- 1) 乙が提供する介護予防小規模多機能居宅型サービスの利用単位毎の利用料及びその他の諸費用は別紙「重要事項証書」に記載したとおりです。
- 2) 乙から提供を受ける介護予防小規模多機能居宅型サービスが介護保険の適用を受ける場合、甲は乙に対し、原則として利用料の一割を支払います。ただし、介護保険法令に基づいて、甲が、保険給付を償還払い（一旦甲が乙に対し全額を支払い、その後甲が市町村から9割分の払戻を受ける支払方法）の方法で受ける場合には、乙に対し、利用料の全額を支払います。
- 3) 乙から提供を受ける介護予防小規模多機能居宅サービスが介護保険の適用を受けない場合、甲は乙に対し、利用料を全額支払います。
- 4) 甲は、乙の通常の事業実施地域以外の地域の甲の居宅において訪問サービスを提供する場合、乙の通常の事業実施地域以外の地域に居住する甲に対して送迎を行なう場合、乙に対し、交通費の実費を支払います。

乙は甲に対し、毎月10日までに当月のサービス提供日、サービス内容、利用者等の内訳を記載し利用明細書を作成し、請求書を添付してお渡し致します。

請求書には、利用した介護予防小規模多機能居宅サービスにつき種類毎に利用回数、利用単位の内訳、介護保険の適応の有無、法定代理受領の有無、介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供1回当たりの交通費実費金額及び回数を明示します。

- 5) 甲は乙に対し、当月の利用料金を毎月15日までに現金で支払います。
- 6) 乙は甲から利用料の支払いを受けたときは、甲に対し領収書を発行します。

(保険給付のための証明書の交付)

第 12 条

- 1) 乙は甲に対して提供した介護予防小規模多機能居宅サービスについて、甲から利用料の金額の支払いを受けた場合、甲から求められたときは甲に対し、サービス提供証明証を交付します。
- 2) サービス提供証明証には提供した介護予防小規模多機能居宅サービスの種類・内容・利用単位・費用等を記載します。

(利用料の滞納)

第 13 条

甲が正当な理由なく乙に支払うべき利用料を 1 ヶ月以上滞納した場合において、乙が甲に対して、一週間以内に滞納額を支払うよう催促したにもかかわらず金額の支払いがないときは甲の健康・生命に支障がない場合に限り全額の支払いがあるまで甲に対する小規模多機能型居宅介護サービスの全部又は一部の提供を一時停止することができます。

(甲の解約権)

第 14 条

甲は、乙に対し、いつでもこの契約の解約を申し入れることができます。
この場合には、1 ヶ月以上の予告期間をもって届け出るものとし、予告期間満了日に契約は解除されます。

(契約の自動終了)

第 15 条

- 1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。
- 2) 甲の要介護状態区分が、要介護状態区分ないし自立と認定されたとき。
- 3) 甲が死亡したとき。
- 4) 第 14 条に基づき、乙から契約の解除の意思表示がなされたとき。
- 5) 第 16 条に基づき、甲から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 6) 第 17 条に基づき、乙から契約の解約の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 7) 甲が、介護保険施設へ入所したとき。

(秘密保持)

第 16 条

- 1) 乙及び乙の従業員は、正当な理由がない限り、甲に対する介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたって知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らしません。
- 2) 乙は、乙の従業員が退職後、在職中知り得た甲又は甲の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。
- 3) 乙は、甲の個人情報を用いる場合は甲の同意を、甲の家族の個人情報を用いる場合は当該甲の家族から同意を、あらかじめ文書で得ない限り、サービス担当者会議等において、甲又は甲の家族の個人情報を用いませぬ。

- 4) 乙及び乙の従業員は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲又は甲の家族の同意を得ることなく、甲又は甲の家族の個人情報を第三者に提供することがあります。
- (1) 甲について、高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律上の通報の必要が生じ、同法律第7条、第21条1項ないし3項及び6項により守秘義務が免除されるとき。
 - (2) 甲について生命、身体又は財産の保護のために個人情報の使用が必要となり、かつ、甲の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 個人情報保護法第23条1項各号により、本人の同意なく個人情報の第三者提供が許されるとき。

(甲の病院急変)

第17条

- 1) 乙の施設内において甲の状態が急変した場合、速やかに緊急連絡先に連絡します。
- 2) 乙の施設内において不慮の事故が起こった場合、乙は責任を負うことが出来ないとしません。

(異議申立処理)

第18条

- 1) 甲は、提供された介護予防小規模多機能型居宅介護サービスに苦情がある場合はいつでも別紙「重要事項説明書」記載のご利用者相談室に苦情を申し立てることが出来ます。
名称 社会福祉法人 友愛の里 小規模多機能居宅介護 下荘
所在地 阪南市箱作 1037 番地の1
電話 072-476-1010 FAX 072-476-5078
- 2) 乙は甲から、提供した介護予防小規模多機能型居宅介護サービスについて、甲又は甲の家族から異議の申立てがあった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上・改善に努めます。

(合意管轄)

第19条

本契約に関してやむを得ず訴訟する場合は、大阪地方裁判所を第1審管轄裁判所とすることを甲及び乙は予め合意します。

(契約外事項)

第20条

本契約に定めのない事項については介護保険法令その他の諸法令の定めるところを尊重し双方が誠意を持って協議の上定めます。

以上の契約を証するため、本章2通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上1通ずつ保有するものとする。

契約締結日 平成 年 月 日

「利用者」(本人)

住 所

氏 名

印

(代理人)

住 所

氏 名

印

「事業所」

事業所名

社会福祉法人 友愛の里
小規模多機能型居宅介護 下荘

住 所

大阪府阪南市箱作 1037 番地の 1

理事長

橋本 賢二郎

印

附則 この契約書は 25 年 4 月 1 日から施行する